

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
ケアプランチェック業務	2023年4月1日	(株)日本ビジネスデータープロセッシングセンター	16,348,200	本委託先は、兵庫県より指定市町村事務受託法人指定を受け、介護保険上に規定されているケアプラン点検を実施している地元企業である。 本事業では、点検結果に基づき居宅介護支援事業所へのヒアリング等を実施するため、一定の圏域内に所在している委託先である必要があるが、本市周辺の事業所において実施可能な体制を有しており、本市の業務量に対応できるのは、本委託先のみである。 なお、本委託先は、ケアプランを適正化するためのケアマネジメントの知識及び技術を有する職員の確保という点において、特に良好に実施していることを確認している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
あんしんすこやかセンター事業	2023年4月1日	医療法人明倫会 他52法人	2,097,947,000	令和2年度、センター運営を受託する事業者を公募し、外部有識者等により構成する選考評価委員会にて選考を実施後、令和2年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において、令和3年～8年度の間、事業を受託・実施することが妥当であると承認された法人と契約を行う。（うち1圏域は令和4年度に事業者を公募し、法人決定） また、地域の高齢者を支える中核機関として介護保険サービスに関する知識や実績が必要であるため、神戸市内において、介護保険サービスを提供する事業所を有している法人を選定している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
介護保険制度に伴う兵庫県国民健康保険団体連合会への委託業務	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	145,335,000	介護保険法第41条第10項に、市町村が連合会に当該業務を委託できる旨が定められている。（他の団体への委託は認められていない）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
歯・口腔を介しての介護予防に関する業務	2023年4月1日	神戸市歯科医師会	8,300,000	神戸市歯科医師会は市内全域にわたって歯科医療機関が加入している、全市をカバーする唯一の団体であり、長年にわたる口腔ケアの普及啓発に関する実績を有しているため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
介護保険システム運用保守	2023年4月1日	(株)日立製作所	140,817,600	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
神戸市介護保険料コンビニエンスストア収納代行業務委託契約	2023年4月1日	株式会社 電算システム	【基本料】 15,000円/月 【手数料】 57円/件	本事業者は、平成29年6月に公募型プロポーザル方式により選定された事業者である。 ① 収納代行業務の構築（代行業者の変更）には、新介護保険システムのシステム変更が必要となること、また、令和7年度にはシステムの標準化を予定していることから、引き続き本事業者と契約を継続する方が経済的である。 ② 現在利用実績のあるコンビニ・スマホアプリすべてを取り扱っている業者は本事業者のみである。 以上のことから、委託先とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
地域拠点型一般介護予防事業における介護予防講座支援事業	2023年4月1日	兵庫県栄養士会、兵庫県歯科衛生士会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会	7,950,000	委託先は各専門職資格を有する人材を確保しており、安定して専門職を派遣できる体制が整っている唯一の団体である。事業の内容が専門的であるため代替が可能な委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
フレイル改善通所サービス	2023年4月1日	株式会社ウエルネスサプライ／シンコースポーツ株式会社／セントラルスポーツ株式会社／株式会社ルネサンス／	24,211,200	令和元年度に、フレイル改善通所サービス・フレイル予防支援事業の委託事業者について、提案内容や技術など価格以外の要素を評価し、最適な事業者を選定するために、委託料を明示した上で、企画提案方式により選定を行った。その際、委託業務の特性上、地域の高齢者及び地域包括支援センターと深く関わりを持つ事から、高齢者の利便性の向上、委託事業者と地域包括支援センターの連携を目的に、令和5年度までの委託を前提と公募を行った。そのため、令和5年度の契約も、令和元年度に選定した委託先と継続して契約をする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
フレイル予防支援事業	2023年4月1日	株式会社ウエルネスサプライ／シンコースポーツ株式会社／セントラルスポーツ株式会社／株式会社ルネサンス	6,263,400	令和元年度に、フレイル改善通所サービス・フレイル予防支援事業の委託事業者について、提案内容や技術など価格以外の要素を評価し、最適な事業者を選定するために、委託料を明示した上で、企画提案方式により選定を行った。その際、委託業務の特性上、地域の高齢者及び地域包括支援センターと深く関わりを持つ事から、高齢者の利便性の向上、委託事業者と地域包括支援センターの連携を目的に、令和5年度までの委託を前提と公募を行った。そのため、令和5年度の契約も、令和元年度に選定した委託先と継続して契約をする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
地域拠点型一般介護予防事業	2023年4月1日	神戸YWCA等55法人	153,991,900	本事業は高齢者が居住場所に比較的近い地域に根ざしたつどいの場への参加することによって、地域の方との交流などが期待でき、結果として日頃の見守りや支え合いの関係を育むことにもつながっている。地域のことを熟知し、身近な地域におけるデイサービス事業の実績や高齢者福祉事業もしくは地域福祉事業の実績があり、継続性を保ちながら本事業の趣旨に沿って実施できる委託先は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
神戸市あんしんすこやかセンター弁護士相談に係る委託契約	2023年4月1日	兵庫県弁護士会	1回につき25,000円	あんしんすこやかセンターの様々な困難事例に対しての法的な助言は、高齢部門に関する高度な知識を持つ弁護士以外にできない。 委託先は、兵庫県弁護士会高齢者障害者総合支援センター運営委員会に所属している弁護士など、成年後見のみならず、虐待事件や精神保健に関しても一定の知識と経験を持つ弁護士をあんしんすこやかセンター弁護士相談に派遣している。 76か所のあんしんすこやかセンターからの相談に対応可能な弁護士を派遣できる団体は、多くの弁護士が所属している兵庫県弁護士会以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
地域支え合い活動推進事業	2023年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	78,030,000	神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。 当該事業においては、生活支援・介護予防基盤整備事業を行うことから、あんしんすこやかセンターの地域支え合い推進員や民生委員等の地域団体と連携し、専門的な観点から地域コミュニティの実態を把握し、適切な資源開発やニーズの把握を行う必要がある。 そのために専門性を有する人材の確保や、安定的かつ効率的な事務遂行できる団体は当事業者以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
介護保険認定審査会支援システム運用保守業務	2023年4月1日	(株)両備システムズ	19,173,000	当該システムを運用するにあたっては、システム内容や機器仕様を熟知し、効率よく運用するオペレーターが作業を行う必要がある。 当該事業者は同システムの開発業者で、当該システムは同社が保有する著作物を使用しているとともに、使用機器に熟知し、プログラム管理、データ管理でも実績があり、本市との契約においても適宜業務改善を行ってきた結果、委託開始当時より処理件数が倍増してきているにもかかわらず、人員体制を変更することもなく対応できている。 また、当該システム保守は同社が保有する著作物を使用しているため、他の業者に変更することはできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
福祉情報システム・介護保険認定システム及び生活保護システム千手・オラクル等の保守業務委託	2023年4月1日	(株)野村総合研究所	16,216,612	(株)野村総合研究所は、平成6年8月の「第2回保健福祉情報システム機種選考委員会」において高い総合評価を得て開発業務の委託先とすることが適当とされ、「神戸市福祉情報システム」の開発を行ってきた。 開発にあたっては同社が著作権を有する福祉情報総合パッケージ「アソシエ」を基本とし、また、運用監視装置についても同社の「千手(Senju)」を採用し、データベースソフトには同社が推奨する「オラクル」を採用している。 そのため、本システムの保守には「アソシエ」「千手」「オラクル」を一体として扱うための技術・知識が必要であるが、本事業者は本システムに関する豊富な専門知識とノウハウを有している。 他社へ委託した場合には「アソシエ」「千手」についての技術・知識が十分でなく、本市が求める業務内容を達成することは困難であり、また、プログラムの著作権等の問題から、他の業者に情報公開することも困難である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
介護保険要介護認定調査に伴う業務委託（市内在宅者の更新認定調査）	2023年4月1日	指定居宅介護支援事業者（76箇所）	194,769,960	介護保険法上（第28条5項・6項）、更新認定に係る調査は指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に委託し、これらに属する介護支援専門員に調査させることができるとされている。 市内在宅者の調査については、認定調査に関する指導や方針の共有、精度管理等、要介護認定の適正化が図れることにより、76か所の地域包括支援センター併設指定居宅介護支援事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
介護保険要介護認定調査に伴う業務委託（市外在宅者・施設入所者の認定調査）	2023年4月1日	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	1,107,040	介護保険法上、新規認定に係る調査は市町村または指定市町村事務受託法人に、更新・変更認定に係る調査は指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に委託し、これらに属する介護支援専門員等に調査させることができるとされている。 市外の調査については、効率性や迅速な対応が求められることより、他市町村及び市外の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設並びに今後指定を受ける事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
介護保険制度に伴う主治医意見書作成に係る研修事業実施の神戸市医師会への委託	2023年4月1日	(社) 神戸市医師会	5,243,832	主治医意見書については、ほとんどが市内の医師・医療機関によって作成されており、認定審査会においても医師が多数委員として審査・判定業務を行っている。このため、公正・公平な審査・判定のため、医師及び審査会委員（医師）に対して、主治医意見書の内容について、医学的・専門的立場からの研修が必要である。よって研修会の内容の検討・開催・運営にあたっては神戸市医師会に業務を委託することが最適と考えられる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
KOBEシニア元気ポイント事業	2023年4月1日	株式会社フューチャーヒット	72,690,627	次の理由により株式会社フューチャーヒットを委託先として選定する。 ①活動実績の履行確認システム（位置QRコード、ICカードリーダー単体）及び対象施設・登録者・活動実績等の一元管理システムなどの開発は、株式会社フューチャーヒットが行ったものであり、障害対応や修正を行う場合はプログラムの調査分析を行わなければならないが、プログラムの内容に精通している当該事業者は当該システムと密接不可分な関係にある。 ②当該企業は、当課が進める他部局等と連携したイベントにおける活動において、これまでの全てのイベント等で対応しており、各種調整・現場対応のノウハウを有する。 ③当該企業は、上記のシステム及び現場対応ノウハウ等に加え、ボランティア活動希望者や受入施設への広報・制度説明・ポイント付与と交換事務・対象施設と登録者のマッチング等、ボランティアポイント事業全体について、ワンストップで管理運営できる知識と経験を持つ唯一の企業である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉施設職員等PCR検査事務受付業務に係る業務委託	2023年4月1日	パーソルテンプスタッフ株式会社	1,466,300	高齢者施設へのPCR検査は、市民へのワクチン接種が終了するまでの間実施する必要があることから、ワクチン接種にかかる管理業務と検査受付業務を一体的に行うことが必要。そのため、既にワクチン接種にかかる集中管理業務を受託している上記の相手方と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
神戸市生活支援訪問サービス従事者養成研修事業	2023年4月1日	ヒューマンアカデミー株式会社	2,880,320	令和4年度に、本事業の委託について公募型プロポーザルにおいて研修内容（講師）や就業促進・広報などを、企画提案方式（研修実演含む）により選定を行った（参加企業2社）。本事業者は、令和3年度より本事業を受託し、その間受講生のアンケート結果において講師や運営について良好な評価を得ている。また、本事業の目的・課題をよく理解し、研修受講生の就業促進においても積極的に取り組んでいることから、令和5年度も本事業を本事業者に委託することが妥当である。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
潜在介護士等再就職支援業務にかかる委託契約	2023年4月1日	一般社団法人 兵庫県介護福祉士会	515,085	本事業は、兵庫県委託事業である「介護職再就職支援講習」と共催で実施するため、兵庫県の委託契約相手方である一般社団法人兵庫県介護福祉士会と契約する必要があるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
認知症疾患医療センター運営業務委託事業	2023年4月1日	①神戸大学医学部附属病院 ②医療法人 実風会（新生病院） ③公益財団法人 甲南会（甲南医療センター） ④医療法人 明倫会（宮地病院） ⑤兵庫県立ひょうごこころの医療センター ⑥神戸市立医療センター西市民病院 ⑦医療法人社団 顕鐘会（百年記念病院）	68,447,000	本事業は、国が定める「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に基づく設置要件を満たす病院又は診療所のうち、市長が認知症疾患医療センターとして指定した施設で行うことと定められており、他の病院等では実施することができないため、市が指定した7か所の認知症疾患医療センターに委託するものである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
認知症初期集中支援事業	2023年4月1日	一般財団法人 神戸在宅医療介護推進財団	86,038,000	神戸在宅医療・介護推進財団は、神戸市内の在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービスについての推進を図り、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする団体であることから、本事業で不可欠なチームの中心となる認知症サポート医や市医師会と密接に連携しながら本事業を実施できる唯一の事業者である。また、あんしんすこやかセンターや認知症疾患医療センターをはじめとする関連機関とも密に連携しており、認知症に関する市民からのあらゆる相談に、迅速にかつ丁寧に対応できるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
フレイル改善通所サービス運営業務	2023年4月1日	アシックススポーツファシリティーズ株式会社	1,862,400	平成30 年度に実施した健康ライフプラザの指定管理に関する公募（現在は健康局か所管）において、アシックススポーツファシリティーズ株式会社が令和元年度から令和5年度において受託することとなった。その際、公募の条件として、フレイル改善通所サービス等も健康ライフプラザ関連業務の一つとして受託することとしているため、令和5年度においても継続してアシックススポーツファシリティーズ株式会社と契約するものである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
リハビリ専門職によるケアマネジメント支援事業	2023年4月1日	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団	14,000,000	本団体は、在宅医療・介護に関する助言相談及びケアプラン作成等、市内の地域包括ケアを支える人材の育成・活動支援の実績があり、回復期リハビリテーションに従事するリハビリ専門職を市内一有しております、本事業を適切に遂行するための人選ができる団体である。また、当該団体は、病院・施設・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所等の事業運営を実施しており、神戸市における地域包括ケアシステム構築を積極的に推進している団体であるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
負担割合証及び負担限度額認定証からの性別欄削除に係る介護保険システム改修	2023年4月1日	株式会社 日立製作所	3,193,300円	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
差押予告書及び滞納明細のシステム出力等に係る介護保険システム改修	2023年4月1日	株式会社 日立製作所	19,500,800円	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
標準システムに係る現行システムデータ移行作業	2023年4月1日	株式会社 日立製作所	166,861,200円	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号	福祉局介護保険課
紙おむつ支給事業	2023年4月1日	①一般社団法人 神戸市薬剤師会 ②生活協同組合 コープこうべ ③有限会社 アメックス ④株式会社 ヒナコーポレーション 福祉用具スリール ⑤株式会社 あつぶる ⑥株式会社 ポート・リハビリサービス ⑦株式会社 ONE STEP ⑧株式会社 kirakira ⑨株式会社 ヤマシタ ⑩フランスベッド株式会社 メディカル神戸営業所 ⑪株式会社 高城 ⑫株式会社 Life Step ⑬株式会社 メゾンデール ⑭有限会社 まつもと ⑮株式会社 西本 ⑯株式会社 ひまわり ⑰株式会社 フラッシュ ⑱株式会社 ゴトウ・アズ・プランニング	単価契約	令和2年度に紙おむつ支給事業を受託する事業者の公募を行った際、事業者選定審査会において、令和3年度～令和5年度の間については、事業者選定審査会で決定した18事業者と業務委託をすることが妥当であると承認されたため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
障害者総合支援法及び児童福祉法事業所管理システム利用及び運用にかかる委託契約	2023年4月1日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	2,178,000	神戸市その他、兵庫県および県内の全ての市町が本システムを利活用しており、兵庫県を通じて兵庫県国民健康保険連合会へデータ提供を行うことにより、給付費の支払いを行っている。よって、引き続き同様の手段で給付費を支払うには、本システムを提供するニッセイ情報テクノロジー株式会社と契約を交わす必要がある。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局監査指導部
介護保険指定事業者管理システム利用及び運用業務に係る委託契約	2023年4月1日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	1,412,400	兵庫県が導入している介護保険指定事業者管理システムは、兵庫県国民健康保険連合会へ介護保険事業者の法人情報、人員情報、加算・減算情報等、給付費の支払いに必要な情報を提供する、日々の業務処理において必要不可欠なものとして、県下の全保険者（自治体）が利用している。ニッセイ情報テクノロジー株式会社は、同システムを運用する唯一の会社であり、本市が他のシステムを利用することは事務処理上も著しく合理性を欠き、非効率になることから、同社と随意契約を締結することが最適だと考える。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局監査指導部

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
福祉情報システム・生活保護システム再構築に伴うデータ移行業務委託	2023年4月1日	(株) 野村総合研究所	9,075,000	<p>株野村総合研究所は、平成6年8月の「第2回保健福祉情報システム機種選考委員会」において高い総合評価を得て開発業務の委託先とすることが適当とされ、「神戸市福祉情報システム」の開発を行なってきた。</p> <p>開発にあたっては同社が著作権を有する福祉情報総合パッケージ「アソシエ」を基本とし、また、運用監視装置についても同社の「千手（Senju）」を採用し、データベースソフトには同社が推奨する「オラクル」を採用している。</p> <p>そのため、本システムの保守には「アソシエ」「千手」「オラクル」を一体として扱うための技術・知識が必要であるが、上記業者は本システムに関する豊富な専門知識とノウハウを有している。</p> <p>他社へ委託した場合には「アソシエ」「千手」についての技術・知識が十分でなく、当市が求める業務内容を達成することは困難であり、また、プログラムの著作権等の問題から、他の業者に情報公開することも困難である。</p>	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
福祉情報システムの再構築に伴う追加改修業務委託	2023年4月1日	(株) アイネス 関西支社	22,644,600	福祉情報システムは同社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ現在開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス関西支社のみである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
要援護者支援センター運営事業委託契約	2023年4月1日	特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人（21法人）	48,300,000	<p>要援護者支援センターは、公設民営施設である高齢者介護支援センター12施設と施設の立地条件や規模を踏まえ、有識者による検討会（平成30年10月開催）での意見を参考に指定を行った9施設で構成されている。</p> <p>当該施設を運営する社会福祉法人（別紙参照）は地域と連携しながら、基幹福祉避難所開設訓練を実施し、施設の体制確保、職員の教育、マニュアルの整備等を進めることにより、災害対応に関する経験を蓄積してきている。</p> <p>災害への備えは、継続的な取り組みが不可欠であり、本件においても、中長期的に進めていく必要がある。さらに、現在、新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、避難所運営において特に注意・配慮が求められる状況にある。</p> <p>よって令和5年度においても、引き続き当該法人を委託先として、災害対応を進めていく。（なお、平成29年度より開始した当該事業は、令和5年度で7年目となる。一方、令和2年度より、要援護者支援センター施設以外の社会福祉施設（約170施設）において、福祉避難所開設訓練の実施を順次進めている。福祉避難所訓練においては、各施設における基幹福祉避難所訓練のノウハウを提供しており、令和8年度で概ね全ての社会福祉施設での訓練が完了する予定である。それら福祉避難所訓練の実施状況等を踏まえ、要援護者支援センターの委託先を含め、事業の在り方を検討していく。）</p>	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
令和5年度生活保護版レセプト情報管理システムの保守業務	2023年4月1日	株式会社法研	1,403,160	生活保護版レセプト情報管理システムについては、厚生労働省から業務の委託を受けて株式会社法研（ただし、富士通エフ・アイ・ピー株式会社より事業譲渡）が現行システムを開発した。本業者は、本システムの開発・設計を行った業者であり、他に新規プログラムの開発、既存プログラムの仕様変更をするだけの専門知識とノウハウをもった業者がなく代替がきかない。また、プログラムの著作権等の問題から他の業者に情報を公開することは困難であるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
令和5年度生活保護システムの保守業務	2023年4月1日	株式会社野村総合研究所	14,025,000	生活保護システムについては、平成19年に「最適化による神戸市生活保護システムの再構築にかかる調達に関する提案審査委員会」における審議を踏まえて、現行システムを開発した。本事業者は、生活保護システムの開発・設計を行った業者であり、他に新規プログラムの開発、既存プログラムの仕様変更をするだけの専門知識とノウハウをもった業者がなく代替がきかない。また、プログラムの著作権等の問題から他の業者に情報を公開することは困難であるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
福祉情報システムにおける電子申請対応業務	2023年4月1日	（株）アイネス 関西支社	27,999,400	福祉情報システムは（株）アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ現在開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス関西支社のみである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
福祉情報システム・生活保護システム再構築・標準化支援業務	2023年4月1日	ITbook 株式会社	49,060,000	ITbook(株)は、平成30年12月に実施した「生活保護システム・福祉情報システム等の再構築検討支援業務提案審査会」において、提案があった中長期に渡る支援計画等について審査を行った結果、高い総合評価を得て委託先として選定され、継続して再構築に向けた支援業務を実施している。本市の福祉事業及び現在構築中の新システムについて、卓越した知見を有しているため、安定したシステム稼働に向けてはITbook(株)の支援が必要不可欠である。また国が定める令和7年度までの「標準準拠システムへの移行」にあたっては、再構築後のシステムを改修して実施する方針である。新システム稼働から短期間で「標準準拠システムへの移行」を円滑かつ遅滞なく実施するには、本市の福祉事業及び現在構築中の新システムについての十分な知見が必須であり、その条件を満たす事業者はITbook(株)のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号	福祉局くらし支援課
中国帰国者等に対する日本語教室及び交流事業等の実施に関する委託契約	2023年4月1日	①神戸中国帰国者日本語教室ボランティア協会 ②中国「残留日本人孤児」を支援する兵庫の会 ③神戸市定住外国人支援センター	(①)5,135,447 (②)2,417,104 (③)2,400,748	中国残留邦人等の地域生活支援については、平成19年に新たな支援法が成立し、平成20年度からは市区町村が実施主体となつたが、民間団体への委託も可能とされている。その実施にあたっては、国の事業実施要領にあるように、中国残留邦人等の置かれた特別な事情や歴史的背景を踏まえながら、中国残留邦人等との信頼関係の下に行うことが重要であり、そのためには、地域での活動主体の協力が必要である。 当該3団体は、本事業を委託する以前より日常的に中国残留邦人・中国帰国者の支援を行っており、中国残留邦人等のニーズを把握し、支援のノウハウを持つ団体である。神戸市内を拠点に活動する団体は当該3団体しかなく、①、②の団体に対しては平成20年度より、③の団体に対しては平成24年度より本事業の実施を委託しているが、各年度、誠実に履行されていると認められる。 そのため、令和5年度においても、当該3団体に継続して委託をすることで、円滑な事業実施を期待できると考えられる。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する委託契約	2023年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	61,431,000 医科・歯科 @71.6円 調剤 @35.8円 約1,080,000件	生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会・局長通知）第5-1-（1）において、診療報酬の審査機関は社会保険診療報酬支払基金審査委員会とし、支払機関は支払基金とされているため。	令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
レセプト電子データ提供にかかる委託契約	2023年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	1,860,000 電子レセプト @1.5円 紙レセプト @5.2円 年間約1,200,000枚	生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知）において、医療扶助等の診療報酬の審査及び支払に関する事務について、社会保険診療報酬支払基金兵庫支部に委託することとされており、同支部以外から診療（調剤）報酬明細書の電子データの提供を受けることができないため。	令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
介護報酬の審査及び支払に関する委託契約	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	14,232,000 @51.7円×約276,000件	生活保護法による介護扶助運営要領（平成12年3月31日付社援第825号厚生省社会・援護局長通知）第7-1-（1）において、介護報酬の審査機関は国民健康保険団体連合会に設けられた介護給付費審査委員会とし、支払機関は国民健康保険団体連合会とされているため。	令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
後発医薬品使用促進に係る委託契約	2023年4月1日	一般社団法人神戸市薬剤師会	3,007,480	国通知で、薬局が後発医薬品の調剤をしなかった場合は、福祉事務所において理由の把握をすることとなっているが、医薬品について専門的な知識と技術をもつ薬剤師・調剤薬局と連携して後発医薬品の使用促進および把握をする方が効率的である。当該薬剤師会は、神戸市内の薬剤師の9割以上を会員としており、薬剤師・調剤薬局との信頼関係が十分に築かれている。そのため、本事業は当該薬剤師会に委託するのが妥当であると考える。	令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
認知症地域支えあい推進事業	2023年4月1日	公益社団法人 兵庫県看護協会 一般社団法人 神戸市薬剤師会 一般社団法人 兵庫県理学療法士会 公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会 公益社団法人 兵庫県栄養士会	15,000円（派遣1回あたり）	本委託先は、他の事業においても、長年の地域への専門職派遣の実績があり、それぞれ、市内の各専門職が加入しており、全市を取りまとめている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
認知症診断助成制度（認知機能検診）	2023年4月1日	神戸市医師会	166,204,000	神戸市医師会は、市内全域にわたって医療機関が加入している、全市をカバーする唯一の団体であり、他の検診等においても長年にわたる実績・信頼性があり、認知症診断助成制度についても運用開始期からの実績がある。 相当数の医療機関での検診や精密検査の実施、またそのための医療機関の選定や研修、検診・精密検査結果の集約等が必要であり、これらを行う出来るのは、神戸市医師会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市住宅改修助成事業に係る委託業務	2023年4月1日	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団	48,884,000	作業療法士、建築士、福祉関係職種が、チームを組んで、対象者の自宅を訪問し、身体・生活状況に応じた住宅改修計画を専門的な視点で作成している。 当委託先は、リハビリテーション病院を運営しており、身体障害者の在宅復帰に関する知識と技術を有しており、本事業を適切に実施できる事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
神戸市福祉乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2023年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	1,670,000	福祉乗車証 ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており委託予定先以外では本業務の履行が著しく困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証にかかる口座振込対応業務	2023年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	14,278,000	敬老優待乗車証ICカード及び福祉乗車証 ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており委託予定先以外では本業務の履行が著しく困難であるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証にかかる払戻業務委託契約	2023年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	102,047,000	敬老優待乗車証ICカード及び福祉乗車証ICカードにチャージされたお金は、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有するため、委託予定先以外では本業務の履行が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2023年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	50,510,000	敬老優待乗車証 ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており委託予定先以外では本業務の履行が著しく困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
第35回こうべ長寿祭及び第35回全国健康福祉祭えひめ大会に関する委託業務	2023年4月1日	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会	6,000,000	全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック）では、各種文化・スポーツ団体からの代表選手が派遣されており、また、こうべ長寿祭の結果を踏まえて全国健康福祉祭への代表選手選考を行うなど、両事業を一体的に委託することによって効率的な業務を行うことができる。 当協会は、こうべ長寿祭の運営に参画する各種文化・スポーツ団体と日頃から連携をとっていることや、各種行事の実施にあたり特にノウハウを有していること、こうべ長寿祭推進協議会の事務局を担っていることなどから、代替業者で運営を行うのは困難である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
神戸市認知症介護研修事業	2023年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	15,003,000	神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。 当事業の実施にあたっては、認知症ケアに係る専門的なノウハウを持っていることや最適な講師陣の選定、研修プログラムのあり方から研修内容・施設実習場所の選定等、総合的一体的な研修体制による、質の高い認知症介護に係る人材育成や認知症サポーターの養成が求められているが、このような研修体制を構築している団体は、市内において同協議会以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
認知症事業等の実施	2023年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	16,563,000	神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。 当事業の実施にあたっては、認知症に関する知識、あんしんすこやかセンター等との連絡・調整、若年性認知症に関する知識に基づく研修の企画・運営や講師等の調整・連携など、さまざまな要素が求められるが、このような委託事業を実施できる体制を構築している団体は、市内において同協議会以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
旧神戸高齢者総合ケアセンター設備等管理業務	2023年4月1日	一般財団法人神戸住環境整備公社	24,035,000	当該建物は、平成31年度から令和4年度まで改修工事を行い、令和5年度より特養の運営再開が予定されている。加えて、当該建物の設備管理以外にも警備・清掃・駐車場管理といった業務についても一括して管理していくかどうかを令和5年度に検討する予定であり、過渡期にあたることから、令和5年度に限り、当該建物の工事前・工事中の状況を熟知している神戸住環境整備公社に委託を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
令和4年度国民年金システム運用保守業務	2023年4月1日	株式会社 J S O L	62,040,000	現行の国民年金システムは、株式会社 J S O Lが開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う開発、改善を重ねてきた本市固有のシステムである。本システムの運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、設計及び改修した当該事業者以外にシステム運用保守を実行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じ、業務が立ち行かなくなる。以上のことから、必要な要件を熟知する当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることができる唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムオペレータ業務	2023年4月1日	アイクラフト株式会社	5,082,000	当該事業者は後期高齢者医療システムの障害監視やデータ自動連携に関わるサーバを構築し、システム全般の障害監視および県広域連合システムとの各種データの自動連携・配布先自動振分けなどに関わる作業プロセスの自動化およびプログラムの設計開発を行い、機能強化を実施してきた。また、業務端末の増設、ネットワーク機器の設定変更、システムの利用者のID追加・変更・削除などの運用業務も実施している。本委託業務については各サーバ構成やシステム仕様などに精通している必要があり、かつ、当該事業者が設計構築した障害監視やデータ連携機能および各種連携プログラムについて、同一の者以外に改修させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じる。以上のことから、当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることができる唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
マルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替受付サービス取扱業務に係る委託契約	2023年4月1日	(株)ゆうちょ銀行	受付手数料150円/件	被保険者がマルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替受付サービスを利用するためには、利用予定の各金融機関へ業務の委託を行う必要があるが、「神戸市指定金融機関の事務取扱に関する契約書」に基づく神戸市公金の収納事務に付随する事務として、神戸市の指定金融機関である株式会社三井住友銀行が各収納代理金融機関との覚書の締結を行うが、ゆうちょ銀行は、三井住友銀行との覚書を締結しないことから、本市が別に契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムアプリケーション保守業務委託契約	2023年4月1日	日本電気株式会社神戸支社	41,852,580円	現行の後期高齢者医療システムは、日本電気株式会社神戸支社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う開発、改善を重ねてきた本市固有のシステムである。本システム保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、設計及び改修した当該事業者以外にシステム運用保守を実行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じ、業務が立ち行かなくなる。以上のことから、必要な要件を熟知する当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることができる唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
特定健康診査等データ管理システム運営	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	983,485,000	国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導のデータ管理は、制度上、国民健康保険中央会が構築し各都道府県の国民健康保険団体連合会が管理・運営する全国的・標準的なシステムにより行うこととされており、本市国保が委託可能な団体は、兵庫県国民健康保険団体連合会の他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
特定健康診査・特定保健指導業務(指定医療機関)	2023年4月1日	一般社団法人 神戸市医師会	365,280,000	国民健康保険加入者のうち、40歳～75歳の方を対象に、特定健康診査・特定保健指導を全市域において実施するにあたり、市内全域にわたって専門的知識・技術を有する多数の医療機関が加入しており、全市をカバーする唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
特定健康診査・特定保健指導業務(集団健診)	2023年4月1日	公益財団法人 兵庫県予防医学協会、兵庫県厚生農業協同組合連合会	430,627,749	特定健康診査・特定保健指導を実施する専門的知識・技術を有し、通年で本市国民健康保険が企画する地域巡回の健診を、国保加入者の利便性に配慮しながら、結核健診をはじめとした各種健診を一体的に行うことができる機関として他にないため。なお、西・北・垂水・須磨の一部地域においては、JAの組合員も多く、国保加入者の健診機会を確保する必要から、地域における実績がある兵庫県厚生農業協同組合連合会に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
後期高齢者健康診査(指定医療機関)	2023年4月1日	一般社団法人 神戸市医師会	105,202,000	後期高齢者医療制度加入者を対象に、全市域において後期高齢者健康診査を実施するにあたり、市内全域にわたって専門的知識・技術を有する多数の医療機関が加入しており、全市をカバーする唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
後期高齢者健康診査(集団健診)	2023年4月1日	公益財団法人 兵庫県予防医学協会、兵庫県厚生農業協同組合連合会	68,350,000	健診・保健指導を実施する専門的知識・技術を備えたスタッフと市内複数の拠点を有し、後期高齢者の利便性に配慮しつつ、通年で本市が企画する地域巡回の集団健診を結核健診等の各種健診・検診と一体的に行うことができる機関として他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
特定健診集団健診会場等におけるフレイルチェック実施業務	2023年4月1日	公益財団法人 兵庫県予防医学協会、兵庫県厚生農業協同組合連合会	14,823,000	健診・保健指導を実施する専門的知識・技術を備えたスタッフと市内複数の拠点を有し、後期高齢者の利便性に配慮しつつ、通年で本市が企画する地域巡回の集団健診を結核健診等の各種健診・検診と一体的に行うことができる機関として他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
薬局におけるフレイルチェック実施業務	2023年4月1日	一般社団法人神戸市薬剤師会	20,097,000	フレイルチェックでは、医療専門職が服薬状況等も踏まえた保健指導を行う必要があり、指定医療機関における特定健診（個別健診）と併せた利用を想定していることから、効果的・効率的な実施のためには病院・診療所の近隣の薬局で実施することが不可欠である。神戸市薬剤師会は、服薬状況等を踏まえた保健指導を行うことができる薬剤師を擁し、医療機関の近隣の薬局が市内全域にわたって加入している唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
集団健診受診者中の要医療者への受診勧奨	2023年4月1日	兵庫県予防医学協会	1,309,000	本事業は委託先候補の兵庫県予防医学協会が実施する特定健診受診者が対象であることから、健診結果に基づき効果的・効率的に受診勧奨を行うためには同協会に委託することが不可欠である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
福祉医療費（柔道整復施術療養費）の審査支払事務の委託	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	50,682,000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）と社会保険診療報酬支払基金（支払基金）の2機関であるが、支払基金は柔道整復施術療養費の審査支払が行えないため、国保連合会に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
国民健康保険・後期高齢者医療被保険者にかかる福祉医療費（一般医療）の審査支払事務の委託	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	3,588,910,000	国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る医療費の審査支払事務については、国保連合会に委託することが法律で定められている。そのため、当該被保険者に係る福祉医療費助成の審査支払についても、国保連合会に委託することで、レセプトを一元的に管理でき、個人情報保護にもつながるなど効率的であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
KDBシステムの利用に係る委託業務	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	17,711,000	KDBシステムは、制度上、各都道府県の国民健康保険団体連合会が管理・運営する標準的なシステムであり、本市国保が委託可能な団体は、兵庫県国民健康保険団体連合会の他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
神戸市国保30歳健康診査・保健指導	2023年4月1日	一般社団法人 神戸市医師会 公益財団法人 兵庫県予防医学協会 兵庫県厚生農業協同組合連合会	4,815,000	【神戸市医師会】 国民健康保険加入者のうち、30歳の方を対象に本事業を全市域において実施するにあたり、市内全域にわたって専門的知識・技術を有する多数の医療機関が加入しており、全市をカバーする唯一の団体であるため。 【兵庫県予防医学協会・兵庫県厚生農業協同組合連合会】 健診・保健指導を実施する専門的知識・技術を備えたスタッフと市内複数の拠点を有し、国保加入者の利便性に配慮しつつ、通年で本市国民健康保険が企画する地域巡回の集団健診を結核健診等の各種健診・検診と一体的に行うことができる機関として他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
特定健診受診勧奨業務	2023年4月1日	株式会社キャンサースキャン	26,070,000	本事業においては、膨大な受診履歴や問診票回答等のビックデータを、AIを用いて解析を行い、効果的かつ効率的に対象者を抽出することとしている。 令和3年度の本事業の実施結果とAIを用いなかった令和2年度受診勧奨事業の実施結果を比較検証したところ、対象者からの反応（受診券の再発行請求）に約2倍の伸びが見られ、本事業の有効性が実証された。このため、引き続き本事業を実施したいと考えている。 本事業の解析に必要なAIについては標記事業者が特許を取得しており、他社による実施が不可能であるため、本事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
特定健診受診者の事後指導	2023年4月1日	公益財団法人 兵庫県予防医学協会	18,764,000	本事業は生活習慣病の重症化予防が最大目的であることから、対象者と生活習慣病の特性を踏まえた事業プログラムを立案・運営できる委託先の選定が必要である。 委託先候補の兵庫県予防医学協会が実施する特定健診においては、受診者が全市の約半数を占め、健康ライフプラザにおいて同協会が行う特定保健指導は、実施機関において唯一、指導実施率が60%を超える実績を有しており、指導対象者の特性を捉えた効果的・効率的な利用勧奨および事後指導等を行うためには、同協会に委託することが不可欠である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	23,981,925	都道府県単位で資格及び給付情報を管理することが出来る国保情報集約システムは国民健康保険中央会が開発し、各都道府県国民健康保険団体連合会へ配布しているシステムである。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、国保情報集約システムが不可欠であり、兵庫県国民健康保険団体連合会はこれを扱える唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
外国人留学生の国民健康保険料の納付指導等業務委託	2023年4月1日	春日日本語学院 日本語学院みらい 阪神自動車航空鉄道専門学校 神戸東洋日本語学院 アジア学院 アリスト外語学院 神戸住吉国際日本語学校 神楽日本語学園 ECC日本語学院神戸校 国際語学学院 神戸新長田日本語学院 秀明神戸国際学院	7,193,000	本事業は外国人留学生の保険料収納対策として、留学生に大きな影響力を持つとともに行政とを繋ぐパイプ役として重要な役割を担われている市内の日本語学校に業務を委託するもので、市内の全日本語学校のうち契約締結に合意した学校と契約を結ぶものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
国民健康保険におけるレセプト及び療養費支給申請等の審査支払事務	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	280,558,000	当該審査支払事務については、国民健康保険法第45条第5項により、保険者は国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に事務委託を行うことができると規定されており、そのうち、国民健康保険に係る事務を行っているのは国民健康保険団体連合会のみであり、事務の円滑な遂行の観点からも国民健康保険団体連合会に委託することが適当であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
保険者レセプト管理システムの運用管理業務	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	15,497,000	国民健康保険の管理運営において、診療報酬明細書（レセプト）のチェックを行う業務は数多くあり、膨大な件数のレセプト請求の中から必要なレセプトの抽出や確認等を効率的に行う必要があるが兵庫県国民健康保険団体連合会は、レセプト等の審査支払事務について高度な専門知識と技術を有しております、かつ、国民健康保険中央会が全国統一の仕様で開発した「保険者レセプト管理システム」を運用できる県下で唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
国保訪問等保健指導事業	2023年4月1日	株式会社ウェルクル	115,535,000	本事業は平成25年度の開始以来、公募型プロポーザルも適宜実施しながら、株式会社ウェルクルが円滑に遂行している。国保連合会の保健事業支援・評価委員会で、「兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の基準で対策をするべきであるとの指摘を受け、事業対象者が増加した。その結果、令和4年度は10ヶ月点で約1500件の支援を行っており、令和3年度と比較して約3倍に増加している。令和5年度は、新規対象者に加えてこれら令和4年度に支援した対象者に対して、フォローアップを実施する必要があり、効率的かつ継続的な受診勧奨・保健指導を実施するためには、株式会社ウェルクルに委託することが必要である。	第3号(障害者支援施設等)	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムサーバ基盤保守業務	2023年4月1日	株式会社インテック	4,378,000 円	株式会社インテックはデジタル戦略部が構築した仮想化基盤上において本市の独自仕様に基づき後期高齢者医療システムの認証などの各サーバや仮想端末(VDI)、及びネットワーク環境の設計構築を行い、本市の後期高齢者医療システムの基盤構成を熟知している。また、本委託業務はネットワークやサーバ設計などのシステム基盤構築と密接不可分の関係にあり、設計・構築を行った株式会社インテック以外に保守させた場合、システム基盤環境の使用に著しく支障が生じるおそれがあり、また瑕疵担保責任の範囲も不明確となる。以上のことから、必要な要件を熟知する株式会社インテックに委託することが、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
国民年金業務における事務改善のためのシステム機能追加	2023年4月1日	株式会社 J S O L	20,680,000	現行の国民年金システムは、本事業者が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、設計及び運用保守を行っている当該事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム運用に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがあるため、本事業者に委託する。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課
社会保険被保険者にかかる福祉医療費（一般医療）の審査支払事務の委託	2023年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫審査委員会事務局	5,329,223,000	社会保険被保険者にかかる医療機関等からのレセプト審査支払事務については、全国一律で社会保険診療報酬支払基金（基金）が担っており、当該被保険者に係る福祉医療費助成の審査支払についても、基金に委託することで、効率的にレセプトを一元的に管理でき、個人情報保護にも繋がるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課
垂水年金会館管理運営委託業務契約	2023年4月1日	社会福祉法人 丸	54,689,000	垂水年金会館は垂水下水処理場建設にあたり地域住民の福祉増進のために設置された施設であり、地域福祉センター、ボランティアルーム等が併設されている。 併設施設との連携や利用者の利便性等の観点、また、ワクチン接種会場を開設中（R4.9～終期未定）であることから施設内の細かな調整が必要となるため、昨年度に引き続き、本施設内で垂水在宅福祉センターを運営している本事業者が、効率的かつ一体的な運営が可能な事業者として適当である。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局政策課
ひきこもり支援推進事業（分室）	2023年4月1日	特定非営利活動法人神戸オレンジの会	4,185,000	当法人はひきこもりの親の会として平成11年発足後活動を継続しており、家族相談について多くの支援実績がある。また、ひきこもり当事者が社会参加するための第一歩となる居場所を平成13年より運営し本人支援にも精通している。 ひきこもり当事者は対人関係に不安や恐怖感が強く、支援者との信頼関係を基に継続支援を実施する必要があり、当事者の支援を安定的に継続できる支援員を配置する団体は、本事業者その他はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局相談支援課
中央地域活動支援センター管理業務	2023年4月1日	公益財団法人神戸市スポーツ協会	1,266,000	神戸市生涯学習支援センターの一部分について、福祉局と同センターを所管する文化スポーツ局とで使用協定を締結し、障害者地域活動支援センター中央の運営場所として活用している。本事業者は、神戸市生涯学習支援センターの指定管理者として、建物全体を一括的に管理しているため、本事業者以外に共用部分の管理を実施できる他の委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（東灘区）	2023年4月1日	(社福) 協同の苑	65,600,359	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（灘区）	2023年4月1日	(社福) 神戸明輪会 (社福) 新緑福祉会共同事業体	60,860,359	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（中央区）	2023年4月1日	(社福) 神戸市社会福祉協議会 (社福) 神戸明輪会共同事業体	162,434,875	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（兵庫区）	2023年4月1日	(社福) 神戸聖隸福祉事業団	60,800,359	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
障害者地域生活支援拠点事業運営（北区）	2023年4月1日	(社福) 神戸市社会福祉協議会	145,881,113	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（長田区）	2023年4月1日	(社福) 神戸市社会福祉協議会 (社福) みらい共同事業体	63,200,359	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（須磨区）	2023年4月1日	(社福) 神戸市社会福祉協議会	156,954,669	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（垂水区）	2023年4月1日	(社福)ヨハネ会	60,800,359	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営（西区）	2023年4月1日	(社福) 神戸市社会福祉協議会	160,742,359	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、本事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（おかもと）	2023年4月1日	(社福) 神戸明輪会	32,716,600	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（うおざき）	2023年4月1日	(社福) 神戸明輪会	19,865,000	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（たちはばな）	2023年4月1日	(社福) 新緑福祉会	33,220,600	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（ほくしん）	2023年4月1日	(社福) フレンド	35,116,600	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（たにがみ）	2023年4月1日	(社福) かがやき神戸	21,102,128	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
障害者相談支援センター業務（にしだい）	2023年4月1日	(社福) 神戸明輪会	35,116,600	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（きたすま）	2023年4月1日	(社福) 神戸聖隸福祉事業団	33,314,146	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（たるみみなみ）	2023年4月1日	(社福) すいせい	21,065,000	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（にしこうべ）	2023年4月1日	(社福) かがやき神戸	35,176,600	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター業務（たまつあけぼの）	2023年4月1日	(社福) 兵庫県社会福祉事業団	20,139,000	本事業は5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者緊急一時保護事業（障害者虐待対応）	2023年4月1日	社会福祉法人陽気会（非公開）	1,612,000	養護者による虐待を受けている障害者を一時的に保護するため、緊急一時保護先の確保、入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な支援を行う事業であるが、施設は非公開とするため公募はなじまない。 本事業者は、養護者による虐待のケースが最も多い知的障害者に対応できる施設を運営しており、施設規模も大きく、24時間体制の確保が確実であり、被虐待者の安全確保が期待できる。また、市内に複数の事業所を有しているため、虐待者から被虐待者を分離する際にも適している。 これらの要件を満たすところは他にないため、本事業者に委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
児童福祉法にかかる障害児給付費等の支払事務	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	132円/1件	平成30年度の児童福祉法の改正に伴い、これまで障害者に対する福祉サービスの兵庫県国民健康保険団体連合会と同様に、児童に対しても兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することが可能である。 国民連合中央会の下部組織として兵庫県下の事業者に対する支払業務を担当する唯一の団体である、兵庫県国民健康保険団体連合会へ支払業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
自立支援医療費ほか審査及び支払事務	2023年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部 兵庫県国民健康保険団体連合会	34,593,000	障害者総合支援法にかかる自立支援医療費等の支払いについては、各市町で支払事務を行っているが、健康保険法第76条第5項に基づき国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金に委託することが可能である。上記2機関の下部組織として兵庫県下の医療機関に対する支払事務を担当している、兵庫県国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金兵庫支部に支払事務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払い事務	2023年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	118円/1件	障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払いについては、各市町で支払事務を行っているが、同法第20条第7項に基づき介護保険と同様に国保連合会へ委託することが可能である。 國保連合中央会の下部組織として兵庫県下の事業者に対する支払事務を担当する唯一の団体である、兵庫県国民健康保険団体連合会へ支払事務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
配慮を要するワクチン接種会場への介護職員応援業務	2023年4月1日	社会福祉法人陽気会	1,080,000	本事業者は、神戸市内の約50の障害福祉サービス事業所が加入している神戸市知的障害者施設連盟の事務局として加盟施設との調整を平時より行っている。コロナ対応における応援のための協力事業者のとりまとめもしており、本事業を実施することができるは本事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害者支援課
神戸市重度障害児者医療コーディネート事業に係る委託契約	2023年4月1日	社会福祉法人 芳友	11,437,000	障害福祉サービス及び医療サービスについての知見とそれら関係機関とのネットワークを十分に有し、重度障害児者の支援の総合調整や研修（災害時に備えた訓練等含む）の実施等について、国が定めるカリキュラムに基づく研修を修了した「医療的ケア児等コーディネーター」を配置したうえで行える団体は本法人以外にないため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局障害者支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
障害者基幹相談支援センター運営	2023年4月1日	(福) 神戸聖隸福祉事業団	10,600,000	本法人は、中部在宅障害者福祉センターの指定管理業務の選定を受けており、障害者基幹相談支援センター運営業務については、当該指定管理業務の一環として位置づけられているため、令和5年度についても継続して同一の法人に委託するものである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局障害者支援課
障害者虐待防止センター運営業務	2023年4月1日	ALSOK あんしんケアサポート（株）	4,284,720	本法人は、令和2年度に開催した障害者虐待防止センター選定委員会において、①十分な知識と経験を有する人員体制の確保、②通報入電時仕組みの構築、③類似業務の豊富な経験、などが評価され当該事業の委託業者として選定されている。また、同委員会において、本事業を安定的かつ効率的に遂行するには、知識や経験の蓄積と、専門性を有する人員の確保が必要であることから、単年ではなく、3年に一度の公募が妥当であると結論づけており、当該年度も引き続き本事業者に委託するものである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局障害者支援課
神戸市発達障害者東部相談窓口運営業務	2023年4月1日	社会福祉法人新緑福祉会	12,252,000	本事業者は、在宅障害者福祉センターの指定管理業務を実施し、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き本事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者中部相談窓口運営業務	2023年4月1日	社会福祉法人神戸聖隸福祉事業団	13,752,000	本事業者は、在宅障害者福祉センターの指定管理業務を実施し、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き本事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者北部相談窓口運営業務	2023年4月1日	社会福祉法人かがやき神戸	12,252,000	本事業者は、令和2年度の公募に基づき選定し、関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務を行い、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き本事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者西部相談窓口運営業務	2023年4月1日	社会福祉法人すいせい	12,252,000	本事業者は、令和2年度の公募に基づき選定し、関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務を行い、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き本事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	福祉局障害福祉課
しごとサポート西部運営業務	2023年4月1日	社会福祉法人すいせい	22,809,000	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、本事業者は、令和2年度に公募に基づき選定された。 本事業は、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な業務遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
市役所内障害者トライアル実習業務	2023年4月1日	社会福祉法人神戸聖隸福祉事業団	1,100,000	本業務は、就労系障害福祉サービス事業所等に通所する市内全域の障害者を対象として、希望の中からトライアル実習生を選定し、その実習に関するジョブコーチの支援を行うものであり、各事業所との調整等を行い全市をとりまとめる必要がある。本業務の性質上、就労支援に関する全市的な視点であるしごとサポート中部の運営法人である本事業者と同様の高い実績が期待できる委託先は存在せず、本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
ICTを活用した障害者の就労支援業務	2023年4月1日	社会福祉法人プロップ・ステーション	24,472,000	本事業は、ICT就労に特化した「ICTしごとサポート」の運営をはじめ、ICTを活用した仕事を希望する障害者や、障害者への発注を検討する企業に対する相談支援やマッチング等を行うものである。 本事業者は、ICTを使った障害者の自立と社会参加、特に就労促進を目標に活動を続けている法人であり、これまでの事業実施を通じて、企業等との太いネットワークを有しながらICT関連業務を継続的に獲得し、障害者の能力開発支援としてICT技術習得のためのセミナーを実施するなど、障害者が高い収入を確保できるような様々な取り組みについてのノウハウを蓄積しており、十分な実績をあげている。 本事業者が実施することで、市内における障害者のICT就労の推進に関して高い成果が期待でき、本事業で同様の成果が期待できる委託先が他に存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
障害者の就労支援に関する調査研究業務	2023年4月1日	国立大学法人東京大学	3,026,000	本市と本事業者は、2017年4月に「障害者の多様な働き方の創出」を項目に含む「神戸市の地域活性化・地域づくりに関する連携協定」を締結している。 本事業者は、多様な人々の社会参加を包摂する社会システムの構築を目指した取組みを行っており、「超短時間雇用」についての先進的な実践研究に取り組む国内唯一の団体であるため、地元団体その他団体において、同様に高い成果が期待できる代替可能な委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
知的障害者福祉就労促進事業	2023年4月1日	株式会社いくせい	453,133,329	本事業は、民間企業の障害者雇用において、特に知的障害者の就労の場の拡大を図るため、知的障害者を雇用する企業に対し、市の事業所での清掃等環境整備業務を委託しているものである。また、個々の障害者の特性を引き出し、支援・指導するという性質を併せ持つ事業であり、知的障害者が安定的かつ継続的に就労を行うことが求められるものである。 本事業者は200名を超える知的障害者を正規雇用するなど大きな規模を持ちながら、支援員の確保も十分にされており、安定した支援体制を確立している。 本事業を目的に沿って安定的に運営することができる、人的・組織的な体制を整えている唯一の事業者であり、本事業者以外に適切な委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
神戸市意思疎通支援事業	2023年4月1日	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会	39,017,000	本事業は、意思疎通支援のため、聴覚障害者に対して手話通訳者・要約筆記者の派遣とその支援者を養成するもので、国の地域生活支援事業の必須事業である。 正確かつ円滑な意思疎通支援には、技術的なスキルだけでなく、支援者が聴覚障害者と日頃より交流を持ち、聴覚障害者の日常の状態を十分に把握していることも重要である。 本事業者は、聴覚障害者と健聴者との地域での交流を目的とし活動する各サークルと日常的に連携を取り、手話等に関する情報提供を行いながら、聴覚障害者のニーズを把握している。また、交流の中で得た意思疎通時の課題を生かし、より実践的な養成講座プログラムの構築を行うことができる。 このように市内の聴覚障害者の状況を理解している事業者は他に存在しないため、本事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成研修等事業	2023年4月1日	特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	7,208,000	本事業は、視覚障害と聴覚障害との重複障害者に対する意思疎通の支援・介助とその支援者を養成するものであり、国の地域生活支援事業の必須事業である。 兵庫県下の登録盲ろう者は数十名と非常に少ないため、事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、兵庫県と県下の中核市および本市の3者の協同事業として実施しているが、3者の役割分担として、委託先の調整は兵庫県が実施するものとなっている。 令和5年度の委託先として、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の事業所も運営しており、障害者への同行等介助に非常に高い専門性を持っている本事業者を兵庫県が選定したため、委託を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
自立センターあづま管理業務	2023年4月1日	公益財団法人神戸市スポーツ協会	4,300,000	本事業者は、生涯学習支援センターの指定管理者として建物全体の管理を担っており、本事業者以外では共用部分の管理を行う者はいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
神戸市障がい者向けグループホーム整備候補物件募集業務	2023年4月1日	一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会	1,357,950	本事業者は、宅地建物取引業法第74条に規定する一般社団法人であり、情報提供・相談業務・選定補助などを、全市で総合的に公平な立場で遂行できる団体が本事業者しかないと認め。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
生活保護費の支払事務委託契約	2023年4月3日	株式会社 三井住友銀行	7,832,000 袋詰作業費 @650円/件 警送費 @15,000円/所・回	本事業者は、本市の指定金融機関であり、従前から生活保護費の支払業務に関わっている。また、当該事業者は、現金の袋詰業務や現金の警送業務について専門的知識とノウハウを有しており、本事業を一体的に実施できる唯一の事業者である。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局暮らし支援課
民生委員・児童委員研修業務に係る業務委託契約	2023年4月3日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	2,050,000	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会は、福祉サービスを必要とする者が、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図っている公共的な団体である。 同協議会は、老人、障害者、児童等に対する各種社会福祉事業を全市的かつ総合的に実施している市内唯一の団体であるとともに、神戸市民生委員児童委員協議会事務局を担うなど、民生委員児童委員と密接な関係にある。また、民生委員の全国レベルの研修は全国社会福祉協議会が実施しており、他都市の状況としても概ね社会福祉協議会が実施している状況にあり、研修実施について円滑かつ適正な遂行が期待できるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局暮らし支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
高齢者見守り調査事業委託契約	2023年4月3日	社会福祉法人各区社会福祉協議会（9法人）	26,856,000	当該法人は、地域福祉の専門的知識や情報を持ち、各区において民生委員と連携して、高齢者見守り台帳の整備、友愛訪問ボランティアへの支援を行うことにより、地域見守り活動の中心的な役割を果たしている団体である。 当該事業の実施においては、民生委員やあんしんすこやかセンター等、見守り関係機関との調整が必要不可欠であり、従前から見守り関係機関との連携体制を構築している当該法人以外には無い。	第2号（競争入札に適しない）	福祉局くらし支援課
権利擁護事業の実施に係る委託契約	2023年4月3日	(福) 神戸市社会福祉協議会	8,366,000	権利擁護事業は事業の性質上、公正・中立な立場での実施が求められるため、民間事業者や他の福祉団体への委託や競争入札にはなじまない。 主な相談内容は判断能力が不十分な方の金銭管理などに関するものとなっているが、その実際の支援となる「福祉サービス利用援助事業」（判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理を実施）は、国の補助制度上、実施主体が社会福祉協議会に限定されているため、権利擁護相談を市社協に委託することで、福祉サービス利用援助事業との連携が取れ、相談から実際の援助まで制度の一体的な利用につながる。 市社協では、権利擁護に関する専門知識を有する相談員を継続的に配置できる。	令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市成年後見支援センターの運営業務に係る委託契約	2023年4月3日	(福) 神戸市社会福祉協議会	57,141,000	本事業は、成年後見制度に関して専門的な知識を要するものであり、法人後見業務や権利擁護事業（権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業）などの業務を実施している神戸市社会福祉協議会に委託することで、権利擁護事業全般について、包括的・効果的な事業運営が期待できる。また、市内においては、法人後見等受任の実績等があり、かつ公平・中立的な立場で、安定的に事業が実施できる団体は当該法人以外にはない。 また、市民後見人の養成・受任後の活動支援の実績があり、家庭裁判所から職権で成年後見監督人に選任されるなど、関係機関からの信頼も厚い当該法人に継続して委託することにより、市民後見人への継続的な支援が期待できる。	令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市生活困窮者自立相談支援事業に係る地域づくり事業委託契約	2023年4月3日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	71,940,000	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の向上を図る公共団体であり、高齢者・障がい者・児童等に対する各種社会福祉事業を全市的かつ総合的に実施できる市内唯一の団体である。 当該法人は、制度の隙間や枠外にある複合化した市民ニーズを受け止め、関係者と課題を共有し、生活支援を基本におきながら解決への道筋をつけていく地域福祉ネットワーク事業を行ってきており、これまでに構築したネットワークも活かすことができ、安定的に事業を実施できる団体は当該法人以外にはない。	第2号（競争入札に適しない）	福祉局くらし支援課
災害時要援護者支援に係る専門家派遣事業	2023年4月3日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	2,730,200	当該法人では、住民主体のまちづくりを推進するため、幅広い分野の専門家を登録し、地域団体からの要請に応じて専門家派遣を行っている。 当該事業においては、避難支援等に取り組む地域の要援護者支援団体に対して専門家派遣を行っているが、それぞれの地区的実情を熟知し、阪神・淡路大震災等の災害への見識を踏まえた、適切なアドバイスができる専門家の選定が望まれる。 当該法人は、①市内におけるまちづくり支援活動への豊富な実績を有する専門家が多数登録する市内唯一の団体であり、また、②公的団体として、本市におけるまちづくりへの知見を有し、かつ、公平な立場で最適な専門家を選定できることから、当該事業において、円滑・適正な業務の遂行が可能である当該法人でなければ、事業の目的を達成しえない。	第2号（競争入札に適しない）	福祉局くらし支援課
レセプトデータ作成業務	2023年4月3日	兵庫県国民健康保険団体連合会	3,499,320円 (月額291,610円)	国民健康保険法第45条第5項に基づき、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、連合会）へレセプトの審査支払業務を委託しており、連合会は医療機関から送信されたレセプトデータを保有している。レセプトデータを保有する他機関はなく、本業務は連合会へのみ委託可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
レセプト抽出データ作成業務	2023年4月3日	兵庫県国民健康保険団体連合会	1,122,000円 (月額93,500円)	国民健康保険法第45条第5項に基づき、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、連合会）へレセプトの審査支払業務を委託しており、連合会は医療機関から送信されたレセプトデータを保有している。レセプトデータを保有する他機関はなく、本業務は連合会へのみ委託可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
レセ電コード情報ファイル作成業務	2023年4月3日	兵庫県国民健康保険団体連合会	1,122,000円 (月額93,500円)	国民健康保険法第45条第5項に基づき、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、連合会）へレセプトの審査支払業務を委託しており、連合会は医療機関から送信されたレセプトデータを保有している。レセプトデータを保有する他機関はなく、本業務は連合会へのみ委託可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
マルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替受付サービス取扱業務に係る委託契約	2023年4月3日	(株)三井住友銀行	受付手数料150円/件	被保険者がマルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替受付サービスを利用するためには、利用予定の各金融機関へ業務の委託を行う必要があるが、「神戸市指定金融機関の事務取扱に関する契約書」に基づく神戸市公金の収納事務に付随する事務として、神戸市の指定金融機関である株式会社三井住友銀行と各収納代理金融機関との覚書の締結を委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険及び神戸市福祉医療に係る第三者行為損害賠償求償事務	2023年4月3日	兵庫県国民健康保険団体連合会	【単価契約】 損害賠償額（月額）の100分の5に相当する額（100円未満の端数は切り捨て） 第三者へ直接求償をする場合は委任状1件につき3,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）	国民健康保険法の規定により、業務委託先については兵庫県国民健康保険団体連合会に限定されているため。（国民健康保険法第64条第3項）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険料収納代行業務委託契約	2023年4月3日	(株)電算システム	月額基本手数料15,000円/月 収納取扱手数料54円/件	1. 平成15年度にプロポーザル方式により委託決定した(株)電算システムの仕様に合わせて収納データ送受信のシステム整備を行っており、委託先を別業者に変更する場合は高額なシステム改修予算を要する。 2. 政令指定都市20市のうち9市が当該委託先と契約しており、契約先として最多である。収納代行業務に関する業務知見を十分に有しております、安全性の高い事業運営が期待できる。 3. 総務省による自治体システム等標準化の導入が控えており、短期間に仕様の変更を繰り返すことは公金収納の安全性からも好ましくない。収納代行業者の見直しの検討は標準化規格システムが導入される時期と同一のタイミングが望ましい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業務に係る委託契約	2023年4月3日	株式会社電算システム	(1) 基本料金1ヵ月あたり15,000円 (2) 収納取扱い料金 1件につき57円 (3) 上記料金に係る消費税及び地方消費税相当額	平成25年度の業務委託開始の際には、神戸市後期高齢者医療システムにおいて、当該業者の仕様に合わせた収納データ送受信システムの構築・納付書等の出力様式変更（バーコード対応ほか）を約2千万円の費用をかけ行った。 委託先を変更するとなると、新たなシステム構築等の費用が発生することは否めないが、総務省による自治体システム等の標準化に伴い、神戸市後期高齢者医療システムにおいても令和7年度中（予定）に標準システムへ移行をする。それまでの短期間に仕様変更等を繰り返すことは公金収納の安全性からも望ましくなく、また現在の年間委託料が約380万円であることを鑑みると業者を変更することは適切ではない。加えて、現在配布済みの納付書を利用できるようにするために、委託先を変更した場合でも、現業者との契約は継続する必要がある。 以上のことから、本事業者に委託することが妥当であると判断できる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システムの保守業務	2023年4月3日	株式会社日立システムズ関西支社	5,623,200円	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システム（以下、「システム」という。）は、平成29年10月に見積もり合わせにより落札した(株)日立システムズ関西支社（以下、「同社」という。）が当時のシステムを解析し、仕様書作成、サーバ構築(OS更新対応・ミドルウェアのアップデートによるシステム改修）、及び本市の独自仕様に基づく数々のシステム改修を行ってきた本市固有のシステムである。 本システムは、これまでの機能更新等を通じて蓄積された同社の技術及びノウハウ並びに設計思想に基づいて大幅な改修をすすめてきたシステムであり、本業務を遂行するにあたってはこれらの知識を保有することが必須となる。 以上のことから、必要な要件を熟知する同社に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることができる唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
令和5年度神戸市国民健康保険特定健診受診者に対するインセンティブ付与事業に係る神戸産農産物発送業務	2023年4月3日	JA 兵庫六甲	(単価契約) 神戸産農産物配送1件あたり 2,650円	本事業は、神戸市国民健康保険が実施する特定健診の受診者に対し、神戸市内で栽培された農産物を配達する必要がある。JA 兵庫六甲は、農業従事者によって組織されており、神戸市全域の農家と提携でき、神戸産農産物を安定供給できる唯一の団体であるため。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
障害者福祉センターア会議室等管理業務	2023年4月3日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	5,490,000	本事業者は、総合福祉センターの指定管理者であり、建物全体の管理業務を実施している。本事業は同じ総合福祉センターの建物内にあって障害者を対象とする施設の貸会議室等の管理業務を委託するものである。本事業者が実施している指定管理業務と同種業務であり、事務所・人員・事務機器他機材等の共有が図られるため、スケールメリットにより明らかに有利な契約先である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
身体障害者地域活動等事業	2023年4月3日	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会	3,537,000	本事業は、身体障害者に対して社会生活に必要な知識の習得や体験の場を提供することで、家庭や社会での自立生活を支援することを目的としており、事業の実施にあたっては、社会状況等を踏まながら、身体障害者の日常生活での課題や強化すべきスキルを的確に把握する必要がある。 本事業者は、市内の肢体障害者、視覚障害者、聴覚障害者の当事者団体で構成される連合体であるため、身体障害者のライフスタイルや生活上の困っていることを、日頃から十分に把握している。また、居宅介護・重度訪問介護・移動支援や福祉有償運送（福祉タクシー）を運営し、障害者の在宅生活支援のノウハウやスキルも有しており、本事業者以外に高い成果が期待できる適切な委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
しごとサポート東部運営業務	2023年4月3日	株式会社アソシア	18,556,000	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、本事業者は、令和2年度に公募に基づき選定された。 本事業は、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な業務遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
しごとサポート北部運営業務	2023年4月3日	社会福祉法人陽気会	18,556,000	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、本事業者は、平成30年度に公募に基づき選定された。 本事業は、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があることから、安定的かつ効率的な業務遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
福祉情報システム・生活保護システムの標準化に向けた現状分析業務	2023年5月1日	（株）アイネス 関西支社	15,114,000	福祉情報システムは株アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ現在開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス関西支社のみである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
失語症者向け意思疎通支援者派遣及び養成研修等事業	2023年5月1日	一般社団法人 兵庫県言語聴覚士会	3,068,842	本事業は、意思疎通に困難が伴う失語症者へ、意思疎通の支援と介助を行う支援者を派遣し、またその支援者を養成する事業で、地域生活支援事業の必須事業である。兵庫県下の失語症者は非常に少ないため、事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、兵庫県と県下の中核市及び本市の3者の協同事業として実施する。3者の役割分担として、委託先の調整は兵庫県が実施するものとなっており、令和5年度の委託先として、兵庫県が「一般社団法人兵庫県言語聴覚士会」を選定したため、本市においても本事業者と契約を行う。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局障害福祉課
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定支援業務委託	2023年5月1日	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社	6,578,000	本事業で策定する第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、神戸市障がい者保健福祉計画の後半部分にあたり、同第6期及び第2期計画同様、障がい者保健福祉計画との一体性が求められる。 本事業者は、令和2年度の「神戸市障がい者プラン」策定支援を受託しており、さらに、計画策定の事前調査として令和元年度に実施した「神戸市障がい者生活実態調査」実施支援にも従事した。 次期計画を策定するうえで、各会議での議論、実態調査での調査・分析、課題の抽出、団体へのヒアリング、意見聴取などは基礎資料として不可欠のものであり、これらを総合的に判断し、本市の福祉施策や障がい者保健福祉計画との一体性をもつた計画策定支援を効率的に行うことができるのは、事前調査・現計画策定に携わった本事業者のみである。	第2号(競争入札に適しない)	福祉局障害福祉課
高齢者のオンラインつどいの場推進モデル事業評価業務	2023年5月8日	一般社団法人 日本老年学的評価研究機構(JAGES)	1,692,000	本事業は、高齢者のつどいの場をオンラインで実施することと、介護予防効果の検証を目的としている。本事業者は、全国的な介護予防評価の実績及び、これまでの神戸市の介護予防事業評価業務の受託実績があり、本事業についても、総務省「令和4年度デジタル活用支援推進事業費」等に採択され、他都市で既にモデル実施・効果評価を推進しているため、事業実施のノウハウが蓄積されており、複数自治体の評価を踏まえた分析も可能となっている。加えて、本事業者に別途委託し実施している、「健康とくらしの調査」の結果を活用し、本事業参加者と非参加者の健康状態に関して経年的に比較することができる。以上から、安定的かつ効率的な事業の遂行が期待でき、同時に他都市比較や経年比較を通じた効果評価ができるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市暮らし支援臨時特別給付金支給関連業務に係る委託契約	2023年5月24日	パーソルテンプスタッフ（株）	343,920,500	神戸市暮らし支援臨時特別給付金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特別交付金の「低所得世帯支援枠」を財源として実施する事業であり、令和5年12月半ばまでに支援した世帯数の確定が必要であることから、対象世帯への速やかな支給が求められる。このため、対象窓口の設置から公的情報を活用したシステムの構築・運用までを非常に短い期間で一体的に実現する必要がある。	第5号(緊急の必要)	福祉局くらし支援課
市内企業・事業者に対する障害者雇用促進・支援業務	2023年6月1日	株式会社パソナハートフル	9,552,400	本事業は公募に基づいて事業者を選定し、令和4年度より実施しているが、初年度に実施した事業を通じて、市内事業者が障害者雇用を取り組むにあたっての課題及びその解決のために実施しうる施策を提案し、次年度の事業に反映させるため、令和5年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局障害福祉課
生活保護医療券、継続医療要否意見書等の外部印刷、封入封緘及び仕様調整業務	2023年6月7日	(株) アイネス 関西支社	総価契約分 1,553,200 単価契約分 2,135,377 (内訳) 基本料金 60,000 出力費用 14.8 封入封緘（機械） 13.6 同封物 1点 4.0 検査（パルク） 4.0 封入封緘（手封入） 330.0 手封入（パルク） 88.0 納品費用 60,000	株式会社アイネスは新生活保護システムを構築した事業者であり、本業務を実施するにあたって、8月以降、広く事業者が受託することができるよう外部印刷、封入封緘に関するシステムの仕様調整を行うことや、6月、7月分の外部印刷、封入封緘業務に関するシステム調整においても、株式会社アイネスでしか実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
高齢者向け体操番組「KOB E元気！いきいき！！体操」番組の追加素材制作に係る委託契約	2023年6月19日	株式会社サンテレビジョン	2,200,000	過年度においても「KOB E元気！いきいき！！体操」番組の実績がある神戸市内に本社を置く唯一の地元密着型のテレビ局であるため。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
令和5年度 後期高齢者医療被保険者証（年次）引抜・発送業務	2023年6月20日	東洋紙業株式会社	2,728,000円	神戸市の後期高齢者医療制度の対象被保険者約22万人分の引抜・発送業務は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が被保険者証を作成し、各市町へ納品してから発送するという一連の関係にある業務であり、約2週間という短期間に進行する必要があるため、被保険者証の受け渡し等のタイムラグがあるとスケジュール的に不可能となる。また、個人情報保護の観点や紛失等のリスクの観点からも、複数の業者を介入させることは避けなければならない。 そのため、本業務は、被保険者証の作成から発送まで一連の流れの中で行うことが可能である証作成業者以外には行うことができない。 今年度は広域連合において入札を行った結果、被保険者証の作成業者に決定した事業者に、当市が行う引抜・発送業務の委託先も前業務に引き続き実施する契約で、本事業者と契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課
生活保護システム医療扶助オンライン資格確認対応業務委託	2023年7月4日	(株) アイネス 関西支社	14,764,200	生活保護システムは（株）アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス関西支社のみである。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課
福祉情報システム・生活保護システムの保守業務委託	2023年8月1日	(株)アイネス 関西支社	138,391,000	福祉情報システム・生活保護システムは（株）アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス関西支社のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局くらし支援課
生活保護システム被保護者調査に関する調査項目の追加対応及び令和5年10月の生活保護基準改定への対応業務	2023年8月8日	(株)アイネス 関西支社	14,113,000	生活保護システムは（株）アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス関西支社のみである。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局くらし支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
福祉情報システムへの障害者控除の汎用台帳追加業務	2023年8月25日	(株)アイネス 関西支社	7,656,000	障害者控除システムは、現在、介護保険認定管理システム内にて運用されているが、システム標準化に伴い、認定管理システム内での運用が令和7年度以降不可となる。そのため、障害者控除システムを認定管理システムから福祉情報システムに移行すべく、令和5年度中に、福祉情報システム内に障害者控除システムを構築（障害者控除の汎用台帳追加）することを予定している。 福祉情報システムは（株）アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに構築されている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス関西支社のみである。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局高齢福祉課
国民健康保険システムのEdge対応（ソフト業者作業）	2023年9月6日	富士通Japan株式会社	4,023,800	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、2017年1月から稼動している。 本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課
届書受付管理システムの運用保守業務	2023年9月20日	株式会社JSOL	7,920,000	届書受付管理システムは、本事業者が開発した本市固有のシステムである。本システムの運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積してきた業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課
令和2年度税制改正時限措置に係る介護保険システム改修	2023年9月26日	(株) 日立製作所神戸支店	16,437,300円	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局介護保険課
国民年金システムにおける税宛名付賦課ファイル変更対応	2023年9月29日	株式会社 JSOL	2,700,500円	現行の国民年金システムは本事業者が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、設計及び運用保守を行っている当該事業者以外にシステム改修を実行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム運用に支障が生じ業務が立ち行かなくなる恐れがある。	地方自治法施行令第167条の2第2号(競争入札に適しない)	福祉局国保年金医療課